

長浜市ホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この基準は、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年長浜市告示第18号以下「取扱い要綱」という。）に基づき、長浜市（以下「市」という。）が作成する市ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市のホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦60ピクセル×横150ピクセル、4Kバイト以内、GIF形式とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月（月初から末日まで）を単位とし、年度内に限り最長12か月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 広告掲載期間中、災害やシステム保守等やむを得ない事情により一時的にホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長は行わない。

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。

(広告内容等)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(掲載料の還付)

第8条 既に納付された掲載料は、還付しない。ただし、災害やシステム保守等やむを得ない事情により連続して3日間（72時間）以上広告掲載を行うことができない状況が生じた場合は掲載不能となったときから1時間単位（この時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。）で計算した広告掲載料（この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を広告主に還付するものとする。

2 前項の規定により市が広告主に掲載料を還付する場合は、当該年度に支払のあった掲載料から精算し、当該年度の広告掲載終了後に還付するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和７年７月１５日から施行する。

（経過措置）

改正後の長浜市ホームページバナー広告掲載実施要領の規定は、令和７年８月１日から掲載する広告について適用する。